

議案・陳情についての反対討論（要旨）

2003年12月議会 まつざき真琴

私は、日本共産党を代表して、本議会に提案された議案に反対の主なものと請願・陳情の委員会審査結果に反対の主なものについて、討論いたします。

まず、議案第112号「平成14年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」についてであります。

反対の理由の第1は、本県財政が公債費に依存した予算執行となっている点であります。県の借金残高は、2002年度末で1兆5451億円となり、県民1人当りの県債残高は約86万円となっています。例えば、人工島については、総事業費の269億円のうち、2002年度末で94億3000万円執行されておりますが、そのうち50億4400万円、実に53%もが起債、つまり借金によるものであります。

県は起債について「後年度交付税措置のある有利な起債を活用する」と言い続け、このような借金の残高になりました。現在の借金の55.6%は後年度交付税措置されるということではありますが、経済不況の長期化が進む中、政府において「三位一体の改革」が論議され、地方交付税そのものを政府は削減することをめざしており、本県の県財政は、不安定な砂上の城郭といえるのではないのでしょうか。

第2の理由は、一昨年に作った「財政改革プログラム」を、2年を待たずに、今年度改訂せざるを得なくなったことにも現れているように、本県の財政破綻を招いた根本的原因にメスを入れず、それを助長させる事業をすすめてきたことでもあります。「聖域なき財政改革」といいながら、人工島関連予算はもちろんのこと、過大な需要予測にもとづく港湾整備事業や島原・天草・長島架橋関連の調査費、大和ダム、和光トンネルなど本当に住民にとって必要かどうか疑問視される大型の公共事業を相変わらず推進する中身になっています。

わが会派は、公共事業全てに反対するものではありません。2002年度の県営住宅で応募の倍率が5.2倍や3.3倍といったところがあるように、公営住宅に入りたくても空きがなく入れない状況が続いています。公立学

校の耐震調査も、2002年度末で全県で9%しか済んでいません。学校は子どもたちの生活、学習の場であり、災害の際は地域の避難場所に指定されているところが大半です。耐震調査や耐震のための補修費用など市町村任せにせず、県として責任を持ってすすめるべきであります。このような公立学校の耐震補修工事や県営住宅の新規建設や老朽化した県営住宅の建替えや補修工事、また、待っても待っても入れないという特別養護老人ホームの建設などこのような県民の暮らしや福祉に密着した公共事業は、地元の中小零細企業の仕事を増やす事にもつながります。

第3の理由は、特定の同和団体への補助金や教諭の配置、また市町村合併推進のための基金造成に多額の税金をつぎ込むなど、特定の考え方や国の方針を県民に押し付ける予算執行となっていることであります。

地域改善対策特別措置法が廃止になったにも関わらず、「同和」を「人権」と名前を変え、2002年度は県同和教育研究協議会へ5名の教諭が派遣され、会長、副会長、事務局長などの役職を務めています。この人件費の総額3995万円に加え、240万円が補助金として県同教へ使われています。民間の1教育団体へこのような税金の使われ方をした例がほかにあるでしょうか。福岡県では、この3月、同様の福岡県同教への教諭の派遣が違法だという判決が出て、福岡県は、これらの教諭をただちに引き上げました。

また、市町村合併推進基金に20億円が使われております。今、県下では、合併の枠組みをめぐり様々な論議が交わされています。県が、合併推進のために、様々な推進事業をおこなっているにも関わらず、大半がまだ枠組みさえも決まらないという現状は、この合併そのものが、住民の要求から出たものでなく、国や県の押し付けによるものであることを如実に示しています。合併特例交付金を持ち出して、あめとむちで合併を押し付けるのではなく、合併するかどうかはあくまでも住民の自主性に任せるべきであります。

以上の理由から、本議案に反対するものであります。

次に議案第128号、129号についてであります。これは、鹿児島県職員勤続20年以上で退職する者の退職金の調整額を6%引き下げるとい

うものと、知事の月額給与を現在10%減であるものを20%減へ、副知事、出納長、教育長、常勤の人事委員会委員と監査委員、県立短期大学学長の月額給与を現在5%減であるものを10%減、一般職員の月額給与を2%引き下げるというもの、そして、管理職手当を現在の5～10%減を10～15%減にするというものです。

今議会の開会初日に人事委員会勧告に伴う県職員給与の削減の議案が提出され、賛成多数で可決されました。私は、そのときの反対討論でも述べましたが、これは5年連続のマイナス勧告で、この5年間で1人当たり平均51万8000円も減額されたこととなります。今年度だけでも総額で50億円にも及ぶ減給です。これが、本県地域経済に与える打撃は計り知れないものがあります。本議案は、その上さらに、来年度から2%もの給与の減額を押し付けるものであります。この人件費削減については「財政改革プログラム改訂案」に盛り込まれておりますが、そもそも本県財政の今日の危機をもたらした最大の原因は、県当局自身も認めておられるように、普通建設事業費を際限なく増大させてきたことにあります。人事委員会勧告による大幅な削減にさらに上乘せしてこの給与削減は、本県の個人消費をますます冷え込ませ、地域経済にさらに大きな打撃を与えます。退職手当の減額も同様であり、これらの議案には賛成できないものであります。

しかし、知事ならびに副知事や出納長などの給与は、一般職員と比べて高額の水準にあり、一般職員の給与とは同列に論じられないことは明らかであります。特に知事におかれましては、本県の財政危機の最高責任者という立場であるということ。また、管理職手当につきましても、月額給与の16%から25%もの手当が支給されていることから、これらの減額につきましても賛成の立場をとるものであります。

続きまして、陳情第2012号についてであります。これは、「コメの凶作対策と『米改革』の実態に関する陳情」であり、委員会審査では継続となりましたが、採択すべきであります。

今年の国会で食糧法の改正がなされ、それにもとづいて政府は「米改革」をすすめています。この「米改革」は国民の主食について、国の責任を放棄して生産から流通までを市場原理・自由競争に任せる内容になっていま

す。政府が「担い手経営安定対策制度」のなかで定めている「担い手」の要件は、耕作面積が4ha以上であり、この要件に該当するのは本県では、稲作農家の2～3%です。集落経営体としての要件は20ha以上であります。それも5年以内に法人化するという条件があり、本県の稲作農家の実情からして、ほとんどの農家がこの制度の対象とはなりえない厳しいものになっています。このような大規模経営・低価格生産をめざして担い手を絞り込む「米改革」ではなく、意欲ある全ての農家を担い手として位置付け、地域農業生産を発展させることこそ必要です。政府は、米の価格の暴落・高騰を促進し、農家や農協等にいっそうの負担と犠牲を押し付けるこの改革を中止し、米の需給や価格の安定に責任を持つべきです。

また、WTO農業協定においては、各国の多様な農業が共存でき、真に公正な貿易ルールを実現するために、各国の食料主権が尊重されるルールこそ必要です。

本陳情は、農家が安心して農業を続けられ、安心・安全な米の生産・供給を続けられるよう求めたものであり、採択すべきであることを主張いたします。

最後に、陳情5009号、5010号、および5017号についてであります。これは「国による乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書採択を求める陳情書」ならびに「県の乳幼児医療費助成制度の歯科の対象年齢引き上げを求める陳情書」であります。これらは今回も継続となっておりますが、採択すべきことを主張いたします。

本県の乳幼児医療費助成制度は、医科は5歳まで、歯科は3歳まで、月に3000円を超えた分について助成されるというものです。この制度はそれぞれの自治体の制度となっており、本県でも市町村においては助成制度を拡充しています。たとえば鹿屋市では医科、歯科ともに就学前までの助成としており、知覧町では、3歳未満まで自己負担なしの無料となっております。全国でも毎年、本制度の拡充がすすみ、福岡県では来年1月より、これまで入院では2歳までの助成となっていたのを就学前までに広げる事になりました。山口県でも来年4月より外来は4歳までの助成となっていたのを、外来、入院ともに就学前までに広げました。この乳幼児無料化制

度を国の制度にさせることにより、どこに住んでいても、夜間でも救急でも入院でも、サイフの中身を心配しないで病院に駆け込む事ができるようになります。

また、本県の歯科の対象年齢は3歳までとなっており、全国で本県のみが対象年齢が医科より低く設定されています。県下の自治体では96市町村中74%の71市町村で、医科と同じく5歳まで対象年齢を広げるという独自の助成をしていますが、奄美や熊毛の離島の多くの自治体が独自の助成ができないという現状にあります。

先月27日には、あらためて鹿児島県下63名の歯科医師から、これらの陳情と同様の要請が知事宛てに行われ、その中で、歯科医師より、「虫歯が行政の姿勢如何でコントロールされることは日本を含む先進国では常識になっている。虫歯に対する行政の対応が遅れている日本の中であって、鹿児島県の対応がさらに遅れているのは、鹿児島県民の口腔管理を担う歯科医師として恥ずかしく、また残念に思う。早急な改善を要望する。」という声が寄せられています。

現在、本陳情の趣旨の意見書を採択した自治体は40都道府県、1392市町村で、九州で採択を行っていないのは本県だけです。県内すべての乳幼児のすこやかな成長を保障し、少子化対策として子育て支援をしていくためにも、これらの陳情は継続ではなく採択し、国に意見書をあげるべきであることを主張いたします。以上で討論を終わります。